

平成28年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ 拡充 ・ 延長 ・ その他 ）

No	1	府省庁名 金融庁総務企画局政策課
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）	
要望項目名	マイナンバーの導入に伴う手続きの簡素化	
要望内容（概要）	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 社会保障・税番号制度（マイナンバー）とは、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための社会基盤（インフラ）であり、「社会保障・税制度の効率性・透明性の確保」と「国民にとって利便性の高い公平・公正な社会の実現」に向けて、国民全員に一意の個人番号を割り当てる制度である。</p> <p>・ 特例措置の内容 投資家の利便性向上を図るために、以下の項目について措置を講じること</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 顧客に交付する税務書類（特定口座年間取引報告書、配当の支払通知書等）の写しについて、漏えいリスクの観点から個人番号の記載を不要とすること ○ 証券口座開設手続き等の際に個人番号の告知を行った者が、その後、同一の金融機関において個人番号の告知を必要とする他の口座開設手続き等を行う際には、再度の番号告知及び番号確認の書類の提示を不要とすること 	
関係条文	<p>租税特別措置法第37条の11の3、第37条の14、第37条の14の2、租税特別措置法施行規則第4条の4、第18条の13の5、第18条の15の11、第19条の6、別表第七 所得税法第224条、所得税法施行規則第83条、第92条、別表第五</p>	
減収見込額	<p>[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)</p>	
要望理由	<p>(1) 政策目的 マイナンバー制度を活用して各種の口座開設手続きの簡素化を図り、個人投資家の市場参加を促す。また、各種の税務書類の交付時における個人番号の漏えいを防止すること。</p> <p>(2) 施策の必要性</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 個人投資家のすそ野の拡大を図る観点からは、投資家の利便性向上が重要であるところ、マイナンバー制度の導入により、口座開設時等における手続きの簡素化を図ることが可能となる。 なお、マイナンバー制度を活用し、投資に係る各種税務手続きの簡素化を図ることは同制度の基本理念にも適う。 ○ また、個人番号は国民一人につき一つの番号であり、個人情報保護の観点から、その漏えいリスクを排することが重要である。 <p>(参考) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（抄） (基本理念) 第3条第2項 <u>個人番号及び法人番号の利用に関する施策の推進は、個人情報の保護に十分配慮しつつ、行政運営の効率化を通じた国民の利便性の向上に資することを旨として、社会保障制度、税制及び災害対策に関する分野における利用の促進を図るとともに、他の行政分野及び行政分野以外の国民の利便性の向上に資する分野における利用の可能性を考慮して行われなければならない。</u></p>	
本要望に対応する縮減案	なし	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	<p>Ⅱ－３ 資産形成を行う者が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備</p> <p>「世界最先端 IT 国家創造宣言」(抄) (平成 27 年 6 月 30 日閣議決定)</p> <p>III. 目指すべき社会・姿を実現するための取組</p> <p>4. IT を利活用した公共サービスがワンストップで受けられる社会</p> <p>(1)安全・安心を前提としたマイナンバー制度の活用</p> <p>①マイナンバー利活用範囲の拡大</p> <p><u>証券分野等において公共性の高い業務を中心に、マイナンバー利用の在り方やメリット・課題等について検討を進め、その結果を踏まえ、2019 年通常国会をめぐりに必要な法制上の措置又はその他の必要な措置を講ずる。</u></p>				
	政策の達成目標	国民の資産形成等のために、真に必要な金融サービスが提供されること。				
	<table border="1"> <tr> <td>税負担軽減措置等の適用又は延長期間</td> <td>恒久措置とする。</td> </tr> <tr> <td>同上の期間中の達成目標</td> <td>(政策の達成目標と同じ。)</td> </tr> </table>	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。	同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ。)	
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	恒久措置とする。				
同上の期間中の達成目標	(政策の達成目標と同じ。)					
政策目標の達成状況	—					
有効性	要望の措置の適用見込み	4,582 万人 (2014 年度 個人株主数の延べ人数) (出典) 東京証券取引所等「2014 年度株式分布状況調査」				
	要望の措置の効果見込み (手段としての有効性)	要望の措置は、制度の活用により投資家の利便性向上を図るものであり、個人投資家の証券市場への参加拡大に有効である。				
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	なし				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—				
	要望の措置の妥当性	要望の措置は、制度の活用により投資家の利便性向上を図るものであり、妥当である。				

税負担軽減措置等の適用実績	—
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
前回要望時の達成目標	—
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯	平成 27 年度改正 マイナンバー制度の活用による投資家の利便性向上